



FÉDÉRATION INTERNATIONALE DES CONSEILS  
EN PROPRIÉTÉ INTELLECTUELLE

INTERNATIONAL FEDERATION OF  
INTELLECTUAL PROPERTY ATTORNEYS

INTERNATIONALE FÖDERATION  
VON PATENTANWÄLTEN

## 執行委員会の決議、2015年4月13日～18日、於南アフリカ、ケープタウン 「統一特許（UP-SPCs）の追加保護証明（SPCs）の規定の緊急な必要性」

世界中の専門家を広く代表する団体である **FICPI** (International Federation of Intellectual Property Attorneys) は、2015年4月13日～18日に南アフリカ、ケープタウンで開催した執行委員会において、以下の決議を行った。

統一特許裁判所に関する同意 ("UPC-Agreement") が、特許により保護される製品のために提出 (Art. 3 (a) and (b) UPC-Agreement) された、ヨーロッパ特許 ("Eps")、統一効力を備えたヨーロッパ特許 ("Unitary Patents" ("Ups")) および追加保護証明 ("SPCs") に適用されることに留意し、

さらに、UPC-Agreement におけるSPCsの現在の定義が、規則 (EC) No 469/2009 もしくは規則 (EC) No 1610/96 (Art. 2 (h) UPC-Agreement の下に"Eps"に認められたSPCsに参照されるだけであり、これら規則がUPs には参照されないことに留意し、

さらに、現時点では、UPのためのSPCを登録もしくは成立を制定する規定が存在しないということに留意し、

参加メンバー国において統一効果を有したUP-SPCのための規定の制定の必要性があり、特許権者は特許登録時にUP-SPCの登録が可能か否かを知ることができなければならないので、このような規定がUPC/UPシステムが発効されるときに存在しなければならない、ということをご考慮した上で、

責任担当部局は、参加メンバー国において統一効果を有したUP-SPCsのための適正な規定を導入するように緊急に手続きを進めることを提案する。